

## 令和4年度に研修を開始する臨床研修病院の募集定員について

●「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について(以下「省令施行通知」という。)」に基づき、都道府県は国が定めた都道府県毎の定員の範囲内で、医師少数区域等における医師の数の状況、各病院の研修医の受入実績、その他地域の実情等を勘案して、地域医療支援会議の審議を踏まえたうえで算定方法を定め、定員を設定する。

## 【病院ごとの募集定員の算定方法・定員数】

●省令施行通知23(2)(3)の算定方法を基本に県の実情に合わせ設定

病院名	所在市区町村	医師少数区域等	病院が希望する募集定員	研修医受入実績(他病院で中断をした再開者の受け入れ実績を含む。)及び受入予定数			①～③の最大値	医師派遣加算	基本の定員数	小児科・産科プログラム加算	県の調整分	R4年度募集定員	(参考)R3年度募集定員
				H31年度受入数	R2年度受入数	R3年度受入予定数(R3年2月時点)							
				①	②	③							
松江市立病院	松江市		8	8	8	8	8	8			8	8	
松江赤十字病院	松江市		10	8	10	6	10	10			10	10	
松江生協病院	松江市		5	4	4	5	5	5			5	5	
島根県立中央病院	出雲市		※1 15	14	14	8	14	14		1	※1 15	※1 16	
島根大学医学部附属病院	出雲市		20	15	4	12	15	3	18	2	※2 20	20	
島根大学医学部附属病院(小児科・産科研修プログラム)			4	1	1	1	1			4	※2 4	4	
大田市立病院	大田市	○	6	3	4	3	4	4	4	2	6	6	
浜田医療センター	浜田市	○	6	6	4	6	6	6	6		6	6	
益田赤十字病院	益田市	○	6	3	4	6	6	6	6		6	6	
島根県 合計			80	62	53	55	69	3	71	9	80	81	

※1 自治医科大学卒業医師分(R3年度:4名 R4年度:3名)を含む

※2 R4年度の島根大学医学部附属病院の募集定員の合計は24名

○平成31年度及び令和2年度の受入実績、令和3年度の受入予定人数のうち最大値(④)に医師の派遣分(⑤)を加算したものを基本の定員数(⑥)とする。

・医師派遣加算数は、令和3年2月時点において医師派遣等(省令施行通知23(3)エに該当する医師派遣※3)が行われている常勤の医師数が20人以上の場合を1とし、5人増える毎に1を加え、80人以上の場合を13とする。

※3「対象となる医師は、医師免許取得後7年以上15年以下の臨床経験を有し、受入病院で常勤として勤務すること」、「受入病院で勤務する期間が継続して1年以上3年以下であること」など。

・研修医の募集定員が20人以上の基幹型臨床研修病院は、小児科・産科研修プログラム(募集定員各2人以上)を必ず設けなければならない。この場合、小児科・産科プログラム加算分(⑦)の募集定員4を配分する。

○基本の定員数(⑥)の合計が県の募集定員数(107)を超えないため、病院の希望定員にあわせ調整し(⑧)、基本の定員数(⑥)に加えたものを募集定員とする。